

○総務省告示第三百九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十五年八月六日

総務大臣 新藤 義孝

第2の別表4の1の表受信周波数の欄中「1530MH_zから1545MH_zまで」を「1537MH_zから1544.2MH_zまで」に改める。